

通いの場の課題解決に向けたマニュアル Ver.1

令和6年3月 厚生労働省

2

通いの場について

1) 通いの場の解釈

- 通いの場は、年齢や心身の状態等によって高齢者を分け隔てることなく誰でも参加することができ、介護予防などを目的とした活動を行う場です。通いの場が身近な場所にあることで、地域の支え合いの仕組みが醸成され、孤独・孤立予防にも寄与します。また、住民同士のつながりができることで防災・防犯の意識が高まり、地域の安心・安全にもつながります。
- このように通いの場は、介護予防だけでなく、社会参加や住民による互助を生み出す場であるとともに、地域力を高める拠点でもあります。
- 通いの場では、体操や運動をはじめ、料理教室やグラウンド・ゴルフといった趣味活動、耕作放棄地を活用した農作業、スマホ教室などの生涯学習、子ども食堂などと連携した多世代交流、就労的活動など、地域の特色を生かした取組が行われています。
- また、通いの場の機能強化や継続支援のために、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施や地域リハビリテーション活動支援事業等を通じて専門職が通いの場を訪れ、認知症予防や栄養相談、口腔ケア等を行う市町村も増えてきています。
- こうした中、厚生労働省では令和3年8月に「だれが(運営)」「どこで(場所)」「なにを(活動)」の3つの視点から通いの場の類型化を行い、通いの場の運営主体や場所、活動内容には制限がなく、高齢者を中心とした地域の住民が集まって様々な活動を行う場であることを改めて示したところです。通いの場の捉え方が広がることで、高齢者が年齢や性別、健康状態、関心などに応じて参加できるようになるため、より多くの高齢者の参加につながると期待されています。

図表1. 通いの場の類型化について

運営 ※	場所	活動
住民個人(有志・ボランティア等)	個人宅・空き家	体操(運動)
住民団体(自治会、NPO法人等)	公民館・自治会館・集会所	会食
行政(介護予防担当部局)	公園	茶話会
行政(介護予防担当部局以外)	農園	認知症予防
社会福祉協議会	学校・廃校	趣味活動
専門職団体	医療機関の空きスペース	農作業
医療機関(病院、診療所、薬局等)	介護関係施設・事業所の空きスペース	生涯学習
介護関係施設・事業所	店舗の空きスペース・空き店舗	ボランティア活動
民間企業		就労的活動
		多世代交流

※住民以外が運営する場合でも、住民が主体的に取り組むことに留意すること

<「通いの場」の捉え方> 上記の類型化も参考に、

- ① 介護予防に資すると市町村が判断する通いの場であること
- ② 住民が主体的に取り組んでいること
- ③ 通いの場の運営について、市町村が財政的支援を行っているものに限らないこと
- ④ 月1回以上の活動実績があるもの

※抜粋 令和3年8月 厚生労働省「通いの場の類型化について(Ver.1.0)」

「一般介護予防事業等の推進方策に関する検討会取りまとめ」を踏まえ、明確化する範囲

2) 通いの場の必要性

- 平成26年の介護保険法改正前はハイリスクアプローチを中心とした介護予防事業を実施しており、要介護状態等になる恐れのある高齢者を把握し、優先的に介護予防プログラムを提供してきました。しかし、「対象者の把握が不十分である」「参加者が集まらない」「ニーズを満たす介護予防プログラムを提供できない」という課題がありました。
- そこで、ポピュレーションアプローチの考え方を踏まえ、個人へのアプローチだけでなく、地域づくり等の本人を取り巻く環境へのアプローチも含めたバランスのとれた取組を進めるため、平成26年度に通いの場をはじめとする一般介護予防事業が創設されました。
- 通いの場の活動は健康づくりや生きがいづくり、仲間づくりを目的としていることが多く、高齢者の健康維持や介護予防に資すると考えられています。また、通いの場は高齢者を中心とした地域の住民が集い、つながりが生まれる場であるとともに、高齢者が時に担い手となり、時に支えられる立場となりながらも活躍できる場であることから、地域共生社会の実現という観点からも重要な取組とされています。
- これまでの研究から、通いの場に参加することで、通いの場以外の社会参加の機会が増え健康意識が高まることや認知症の発症リスクが低下すること、趣味・スポーツ・ボランティアなどの社会参加の機会が多いほど、うつ発症リスクや要介護リスクが低下することなどが示唆されています。
- 高齢者ができる限り元気に自分らしく地域での暮らしを続けられるよう、通いの場の機能や効果を踏まえ、地域の実情や住民のニーズに応じた通いの場を普及展開することが重要です。

図表2. 通いの場の概念図

